

貸主

商号；株式会社アクアバンク

住所；大阪市中央区博労町 1-8-15

電話；0120-185-116

本規程は、アクアバンクウォーターサーバーレンタル契約書（以下「本契約書」といいます。）にてアクアバンクウォーターサーバーレンタル契約（以下「本契約」といいます。）の締結を申し込まれたお客様と、株式会社アクアバンク（以下「アクアバンク」といいます。）との間において締結される本契約に適用されます。なお、アクアバンクは、民法の規定に従い、本契約の有効期間中、本規程の内容を変更することができるものとします。

第1条 契約の目的

- 1 アクアバンクは、お客様に対し、アクアバンクウォーターサーバー（ウォーターサーバー本体1台、フロート1個・カートリッジ1個・ハイドロディスク2個・タンク受けリング1個・ピッチャー1個を収納するタンク本体1個のことをいいます。以下「本商品」といいます。）を本規程の条件により賃貸し、お客様はこれを借り受けます。
- 2 本商品はレンタル制度を採用いたしておりますので、新品若しくは適切なメンテナンスを施したりサイクル品をご利用いただきます。

第2条 契約の成立

- 1 本契約は、お客様が本契約書に必要事項を記入の上これをアクアバンクに提出することにより申込みし（アクアバンクの代理店を介して提出する場合があります）、アクアバンクがこれを承諾することにより成立します。
- 2 前項のお客様の申込みに基づいてアクアバンクがアクアバンクウォーターサーバー（以下「ウォーターサーバー」といいます。）の発送の準備をした場合は、アクアバンクが前項の承諾を行ったものとみなします。
- 3 アクアバンクがウォーターサーバーの発送を行い、お客様に対して引渡し完了した翌日からレンタル契約期間とみなします。
- 4 お客様は、アクアバンクに対し、初回のみ登録事務手数料として3,000円（税込3,300円）を支払います。
- 5 本契約は、20歳に達したお客様に限り申込みいただけます。ただし、18歳に達したお客様であって、法定代理人全員の同意のある場合は、この限りではないものとします。

第3条 お客様情報の届出・変更

- 1 お客様は、本契約書にお客様の氏名、住所、生年月日、連絡先、ウォーターサーバーの設置場所等のアクアバンクが指定する事項を正確に記入し、アクアバンクに届け出ます。また、お客様は、アクアバンクが指定する資料（個人の場合は運転免許証又は健康保険証の写し等、法人の場合は登記事項証明書の写し又は印鑑証明書の写し等）を提出します。
- 2 お客様は、前項でアクアバンクに対して届出及び提出した事項に変更が生じた場合には、遅滞なくアクアバンクに対して、生じた変更の内容について再度届出及び提出します。

- 3 お客様が前項の届出及び提出を怠ったことに関連してお客様に生じた一切の不都合、不利益、又は損害についてアクアバンクは一切の責任を負わないものとします。
- 4 お客様情報の届出・変更は、原則としてご契約者様からの申出のみ受け付けるものとします。

第4条 通知及びサービスの提供場所

- 1 アクアバンクがお客様に対して本契約に関する通知を行う場合は、すべて前条1項及び同2項によって届け出られたお客様の住所地に郵送又はメールアドレスに送信することにより行うものとします。これらの方法によりアクアバンクが行った通知は、同通知の発信から起算して1週間後にお客様に到達したものとみなします。
- 2 ウォーターサーバーのメンテナンス、修繕、配送、回収等、本契約に関してアクアバンクがお客様に対して提供するサービスは、すべて前条1項及び同2項によって届け出られたウォーターサーバーの設置場所において行われるものとします。ただし、日本国外及び日本国内であってもアクアバンクがサービス適用範囲外と別途指定する地域においては、当該サービスの全部又は一部が行えない場合があること、当該サービスの全部又は一部の実施について本規程の定めにかかわらず別途手数料がかかる場合があることをお客様は了承するものとします。
- 3 本条第1項のメールの受信、お客様による当社ウェブサイトへのアクセス、その他のお客様に発生する本契約に関するインターネット利用料、パケット代その他の通信費用は、お客様の負担とします。

第5条 引渡

- 1 アクアバンクは、お客様に対し、ウォーターサーバーを第3条1項及び同2項によって届け出られた設置場所において引き渡します。
- 2 お客様は、前項の引渡が円滑に行われるようアクアバンクに協力するものとします。
- 3 本条1項に基づく引渡の費用は、原則として、アクアバンクの負担とします。ただし、引渡場所が以下の地域に該当する場合は、お客様は、アクアバンクに対し、引渡手数料としてウォーターサーバー1台当たり3,000円（税込3,300円）を、本契約申込時のお客様の選択に従ってクレジットカード決済又は銀行振込により、第7条2項所定の初回のレンタル料の支払時期と同時期に支払います。（対象地域：北海道、沖縄県）
- 4 アクアバンクがお客様に対し、本条1項の引渡の準備を行ったことを通知した日から2週間を経過しても引渡が完了しなかった場合、アクアバンクは、お客様に対し、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができます。
- 5 前項の規定によって本契約が解除された場合、お客様は、アクアバンクに対し、違約金として10,000円を支払います。ただし、アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合、その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。
- 6 本商品の引渡後の開封及び設置は、原則として、お客様自身が行うものとします。ただし、本契約の申込時に、業者設置のオプションを選択された場合、アクアバンクは、アクアバンク指定業者による本商品の開梱・設置を行い、お客様は、アクアバンクに対し、1台当たり8,000円（税込8,800円）を、本契約申込時のお客様の選択に従ってクレジットカード決済又は銀行振込により、第7条2項所定の初回のレンタル料の支払時期と同時期に支払います。
- 7 沖縄県・離島・一部エリアは、前項の業者設置のオプションを選択することができません。
- 8 代金引換手数料、印紙代はアクアバンクの負担とします。

第6条 契約期間

- 1 アクアバンクが前条の規定に基づいてお客様に対してウォーターサーバーを引き渡した日の翌

- 日を、レンタル契約開始日（以下「契約開始日」といいます。）とします。
- 2 本契約の有効期間は、契約開始日から2年間とします。

第7条 レンタル料と支払方法

- 1 本契約に基づくレンタル料は、契約開始日を起算点として1か月ごとに3,980円（税込4,378円）とします。
- 2 支払方法
お客様は、アクアバンクに対し、以下の方法及び期限により前項のレンタル料を1か月ごとに支払います。ただし、アクアバンクがお客様に対して本規程と異なる支払方法及び支払金額の指定を行った場合は、本条の規定にかかわらず、当該指定のとおり支払うこととします。
 - ・初月分及び2か月目分：第5条1項の引渡時に現金又はクレジットカードにて支払います。
 - ・3か月目以降：各月が開始する日が属する月の前月の27日限りの口座引落又はクレジットカード会社が定める引落日限りのカード支払のいずれかのうちお客様が選択した方法にて支払います。ただし、支払期限までに口座引落又はクレジットカードによる支払を行うことができない場合は、振り込みその他アクアバンクが指定する方法とします。クレジットカード払いを希望される場合、予めアクアバンク所定の申込フォームに従い申込むものとします。また、第11条の規定による更新後の支払も同様とします。
- 3 本契約が中途解約、解約等の理由の如何を問わず有効期間の途中で終了した場合、本契約の有効期間の最終日が属する月分のレンタル料については日割計算をせず、お客様はアクアバンクに対して3,980円（税込4,378円）の満額を支払うこととします。
- 4 口座引落又はクレジットカードによる決済ができず、振込用紙によるコンビニエンスストアでの支払の場合、支払ごとに振込手数料として300円（税込330円）をご負担頂きます。
- 5 レンタル代金は、社会情勢やその他の事由、新規プランへの移行、機種変更に伴う初回代金の変更等の理由で変更又は税が付加される場合も有りますのでご了承願います。

第8条 お客様の遵守事項

お客様は、ウォーターサーバーを使用するにあたり、以下の各事項を遵守するものとします。

- ① お客様は、本商品の所有権がアクアバンクに帰属することを認識の上で、取扱説明書において定められた使用方法に従って本商品を使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理します。
- ② お客様は、本商品を、お客様が個人の場合には家庭生活用の目的にのみ使用し、お客様が法人の場合には事務所・店舗における飲用の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用しません。
- ③ お客様は、本商品を無断譲渡したり、無断転貸したりしません。
- ④ お客様は、本商品を改造したり、原状変更したりしません。
- ⑤ お客様は、本商品について、故障又は破損等により修繕が必要となった場合又は正常の作動をしていない疑いがある場合、アクアバンクに対し、遅滞なく連絡します。
- ⑥ お客様は、本商品をアクアバンクが定める方法に従ってお手入れをおこないます。
- ⑦ お客様は、本商品の水漏れに備えて床暖房、絨毯、配線等を避けて本商品を設置し、適切に使用します。
- ⑧ お客様は、本商品の使用にあたっては、幼児や適切に使用することが困難な者に使用させません。
- ⑨ お客様は、アクアバンクに連絡することなく本商品の設置場所を変更しません。
- ⑩ お客様は、本商品の水を濾過できる能力等はお客様の使用量その他環境により異なるため、濾過能力を維持するために有償で本商品を追加購入する可能性があることを了承します。

- ⑪ お客様は、アクアバンクが別途指定した禁止行為をしません。

第9条 必要費及び有益費

お客様は、アクアバンクに対し、ウォーターサーバーについての必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

第10条 修理・修繕

- 1 アクアバンクは、ウォーターサーバーについて故障、破損又は契約不適合があると認められる場合、当該故障、破損又は契約不適合について修理、修繕、又は交換をします。ただし、当該故障、破損又は契約不適合の存在がお客様の責めに帰すべき事由に起因する場合、修理、修繕、又は交換に要する費用はお客様の負担とします。
- 2 アクアバンクがお客様に対して引き渡したウォーターサーバーの隠れた契約不適合によりお客様に生じた損害について、アクアバンクは、お客様に対し、前項の修理、修繕又は交換のほかこれを賠償する義務を負いません。

第11条 契約更新及びメンテナンス

- 1 本契約の有効期間の満了の2か月前までにお客様又はアクアバンクの一方又は双方から相手方当事者に対して本契約を更新しない旨の通知がされた場合でない限り、本契約は、さらに1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2 アクアバンクは、本契約が有効に存在するお客様に対し、契約開始日から1年経過前後に、その後は契約更新月の前後に、引渡済みのウォーターサーバーについて、以下の内容のメンテナンスを実施します。当該メンテナンスは、離島・一部エリアを除きアクアバンクが指定した業者が本商品の設置先へ訪問して行い、お客様は当該メンテナンスの円滑な実施に協力するものとします。
 - ・ウォーターサーバーの殺菌洗浄
 - ・タンクその他の部品の洗浄
 - ・カートリッジの交換
 - ・その他アクアバンクが指定する内容のメンテナンス
- 3 前項のメンテナンスは原則契約更新月に行い、その費用はレンタル料に含まれるものとします。ただし、有償の交換部品等が発生した場合はこの限りではありません。

第12条 中途解約

- 1 お客様は、本契約の有効期間中であっても、事前の通知をすることにより、本契約を中途解約することができます。
- 2 お客様が前項の規定により契約後24か月以内に本契約を中途解約した場合、お客様は、アクアバンクに対し、中途解約違約金として他の金銭の支払とは別途20,000円を支払います。
- 3 お客様が1項の規定により契約後25か月目以降に本契約を中途解約した場合、お客様は、アクアバンクに対し、中途解約違約金として他の金銭の支払とは別途15,000円を支払います。

第13条 解除及び期限の利益の喪失

- 1 アクアバンクは、お客様が次の各号のいずれか一つに該当するときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。

- (1) お客様が本契約に基づくレンタル料の支払を怠り7,000円(税込7,700円)に達したとき
- (2) お客様が第3条第1項又は第2項の規定に違反したとき
- (3) お客様が第8条の規定に違反したとき
- (4) お客様が本契約の規定に違反したとき
- (5) 支払停止があった時又は支払不能の状態になったとき
- (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押を受けたとき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これらに類する法的手続の開始の申立てがあったとき。
- (7) 第3条第1項又は第2項の規定に基づくお客様の届出等の内容が虚偽であったとき。
- (8) アクアバンクの所有権、名誉権その他の権利又は利益を侵害し、又は、侵害するおそれのある行為をしたとき
- (9) お客様が以下の事項のうちの一つに該当するとき
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
 - ② 同法第2条2号に規定する暴力団と関係を有しその組織の威力を背景として同法第2条1号に規定する暴力的不法行為等を行う者又はその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者
 - ③ 同法第2条1号に規定する暴力的不法行為等を行う者
 - ④ かつて前①ないし③のいずれかに該当し、それに該当しなくなってから5年を経過しない者
 - ⑤ 前①ないし④のいずれかに該当する者が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、方法の如何によらず支援・賛助を行い、又は、その事業活動を支配する者
 - ⑥ 取締役、執行役、相談役若しくは顧問その他名称を問わずその事業に支配力を有する者又は監査役(以下「役員等」という。)に前記①ないし④のいずれかに該当する者が就任していること
 - ⑦ 前①ないし④のいずれかに該当する者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ⑧ 以上のほか、反社会的活動を行っていること、反社会的勢力に該当すること、又は、反社会的勢力と密接な関連があること
- 2 前項の規定に基づいて本契約が解除された場合、お客様は、契約期間に関係なく、アクアバンクに対し、解除違約金として他の金銭の支払とは別途20,000円を支払います。ただし、アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合、その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。
- 3 第1項の規定に基づいて本契約が解除された場合、本契約に基づくすべてのお客様のアクアバンクに対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払います。

第14条 契約終了後の返還

- 1 本契約が終了した場合、お客様は、アクアバンクに対し、直ちに、アクアバンクが指定する方法により、アクアバンクが指定する場所へウォーターサーバーを返還しなければなりません。
- 2 前項に基づくウォーターサーバー返還の費用は、第11条第1項規定の本契約を更新しない旨の通知に基づいて本契約が有効期間の満了により終了した場合はアクアバンクの負担とし、そ

れ以外の場合はおお客様の負担とします。(中途解約)

- 3 おお客様が第1項の規定に反してウォーターサーバーを返還しない場合、おお客様は、アクアバンクに対し、契約終了日の翌日から起算して1か月あたり6,000円規定損害金を他の金銭の支払とは別途支払います。

第15条 損害賠償

- 1 おお客様又はアクアバンクは、故意又は過失により、本契約に定める義務に違反した場合、これにより相手方に生じた損害を賠償します。ただし、アクアバンクが本契約に定める義務に違反したことによりおお客様に生じた損害(アクアバンク、アクアバンクの代表者又はアクアバンクの使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます)についてのアクアバンクの賠償責任は、当該損害発生時点におけるおお客様がアクアバンクに支払済みの一切の金銭の合計額を限度とします。
- 2 第8条の規定の一つにおお客様が反したことに起因して生じたおお客様の損害、第11条2項所定の協力義務におお客様が反したことによるメンテナンスの不実施に起因して生じたおお客様の損害、その他おお客様が本契約の規定に違反したことに起因して生じたおお客様の損害について、アクアバンクは、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 3 おお客様の故意又は過失によりウォーターサーバーが紛失若しくは滅失した場合、又はその全部又は一部が毀損して修理・修繕することが不能若しくは困難な場合、おお客様は、アクアバンクに対して、商品代金として50,000円(税込55,000円)を支払います。おお客様が取扱説明書の記載に反する使用方法を行った場合は、当該過失が存在したものとみなします。

第16条 免責

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、取引先の債務不履行、その他アクアバンクの責めに帰すことができない事由による本契約に基づくアクアバンクの債務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、アクアバンクは責任を負いません。

第17条 遅延損害金

おお客様が本契約に基づくアクアバンクに対する債務の支払を怠ったとき、おお客様は、アクアバンクに対して、支払済みに至るまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第18条 権利義務の譲渡等禁止

おお客様は、本契約上の地位又は本契約に基づき発生した債権若しくは債務を、アクアバンクの書面による同意なく第三者に承継、譲渡その他一切の処分をしてはならないものとします。

第19条 個人情報の取扱

- 1 アクアバンクは、第3条第1項及び第2項に基づいて取得した情報、その他本契約に関して知り得たおお客様に関する情報(以下「本個人情報」といいます。)を、本契約及び法令に従って適正に管理します。
- 2 アクアバンクは、本個人情報を本契約の履行のために使用する外、以下の各号に該当する目的のために用いることができ、おお客様はこれに承認するものとします。
 - ① 本契約に基づく取引以外のアクアバンクのサービス及び商品に関するマーケティング、販売

促進、各種キャンペーン等の活動のため

- 3 アクアバンクは、本個人情報を第三者に開示、利用、漏洩しません。ただし、アクアバンクが本契約に関する業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせる場合は、当該第三者に対して当該委託のために必要な限度において本個人情報の全部又は一部を開示し、利用させることができるものとし、お客様はこれに承認するものとします。
- 4 お客様からの本個人情報の開示、訂正、追加又は削除の御請求につきましては、以下を窓口とするものとします。

アクアバンクカスタマーセンター（TEL：0120-185-116）

- 5 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先

株式会社アクアバンク 業務部 マネージャー

〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町 1-8-15

TEL 06-6265-1034（代） FAX 06-6265-1035 メール：info@aqua-bank.co.jp

第20条 準拠法

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第21条 管轄

本契約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

<付則>

制定：2021年12月1日

改正：2023年11月16日

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

株式会社アクアバンク（以下「当社」といいます）は、ミネラル水素水ウォーターサーバー「アクアバンク」の製造及びレンタル・ポータブル水素ガス発生具「KENCOS」の製造並びに販売及びレンタル・高性能低G I 水素チョコレート「SuicCho」の製造及び販売・水素健康グッズ「PoiPoi」の製造及び販売・中性水素水スティック「SUISOL」の製造及び販売・カスタマイズカートリッジの製造及び販売・海外向け浄水及び水素発生システムの製造及び販売における個人情報保護の重要性を認識し、お客様の信頼に応えるために、次の事項を定め、役員及び従業員が一体となってこれを遵守し、もって個人情報の保護及び個人の権利利益の保護に万全をつくしてまいります。

1. 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当社は、個人情報を適正に取得いたします。個人情報の利用目的を通知又は公表し、その利用目的の範囲内において使用いたします。また、利用目的の範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わないために必要な対策を講じます。
3. 当社では、すべての役員・従業員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。
4. 当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の防止及び是正のため、適切な安全管理措置を実施いたします。
5. 当社は、法令に定める場合又はお客様との間の契約関係に基づく場合を除き、ご本人の同意なしにご本人の個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
6. 当社は、個人情報の取扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
7. 当社は、個人情報の開示・訂正等の手続を定めます。また、個人情報の取扱いに関するご意見・お問合せに対応いたします。
8. 当社は、個人情報保護マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的に改善いたします。

<<お問い合わせ>>

当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

株式会社アクアバンク 業務部 マネージャー

〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町 1-8-15

TEL 06-6265-1034（代） FAX 06-6265-1035 メール：info@aqua-bank.co.jp